

平成19年度国民健康保険税の税率について

税務課（内線531～534）

■平成19年度国民健康保険税の税率

	医療分		介護分	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
所得割	100分の7.0	100分の7.7	100分の1.6	100分の1.9
資産割	100分の30.0	100分の20.0	100分の5.7	100分の4.0
均等割	23,000円	据え置きます	7,750円	据え置きます
平等割	26,000円		5,550円	据え置きます

1世帯あたりの保険税額の決まり方

医療分

次の4つの項目を組み合わせて1世帯ごとの保険税額が決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の所得に応じて計算	世帯の固定資産税額に応じて計算	世帯内の被保険者数に応じて計算	1世帯につき

※税額の合計が56万円を超えた場合は、56万円となります。

介護分

国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)について医療分と同様に決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
第2号被保険者の所得に応じて計算	第2号被保険者の固定資産税額に応じて計算	第2号被保険者数に応じて計算	第2号被保険者がいる世帯につき

※税額の合計が9万円を超えた場合は、9万円となります。

国民健康保険税

=

医療分

+

介護分

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の4項目からなっていますが、資産割について、平成19年度から段階的に引き下げていくという方針が決まりました。これを受けて、平成19年度の税率を次のとおり変更いたします。皆さんのご理解をお願いします。

医療分の課税限度額が53万円から56万円に改定されました。これは、中間所得者層の方への負担が過分とならないよう10年ぶりに国が見直しを行つたものです。保険税は、国保の運営を支える大切な財源ですから、納め忘れのないよう必ず納期内に納めましょう。

既存住宅をバリアフリー改修した場合、一定期間の固定資産税が減額されます。

■要件
○平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
○平成19年4月1日から平成22年3月31日までに改修工事がされた住宅であること。
○次のいずれかの方が居住していること。
①65歳以上の方
②要介護認定又は要支援認定を受けている方
③障害者の方

■減額期間
1年

改修工事後3か月以内に次の書類を税務課まで提出してください。

■対象となる改修工事
○次の工事で、補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの。
①廊下幅の拡幅
②階段のこう配の緩和
③浴室の改良
④トイレの改良
⑤手すりの設置
⑥屋内の段差の解消
⑦引き戸への取り替え
⑧床表面の滑り止め化

■必要書類
①申告書
②申告の日に居住している方の住民票
③居住者要件を満たすことを示す書類の写し
④工事明細書(対象となる工事の費用が分かるもの)
⑤改修工事箇所の写真、図面等

バリアフリー改修された住宅の固定資産税の減額について

税務課（内線534）



休日の市税等納付窓口を開設します

仕事などで「平日は、税金を納めるために金融機関や市役所に行く時間がない」といった方にも納税していただくことができるように、毎月第4日曜日に「休日納付窓口」を開設します。中山・双海地域事務所では実施しません。

納税のほかにも、各料金のお支払いや納付相談などができますのでご利用ください。

■実施予定日(毎月第4日曜日)
7月22日、8月26日、9月23日、10月28日、11月25日、12月23日、1月27日、2月24日、3月23日。

■時間 8時～17時

■場所 伊予市役所1階会計課課収納窓口(正面玄関から入って右へ)
○市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)
○各料金(介護保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金、保育所・幼稚園の保育料、市営住宅家賃、施設使用料等)の収納
※施設使用料については、納付書を

○市税	会計課収納(内線548)
○介護保険料	長寿介護課(内線559)
○保育料	○上下水道料金 水道課(内線712)
○施設使用料	○下水道受益者負担金 下水道課(内線576)
○施設申請窓口	○保育所：福祉課(内線539) 幼稚園・学校教育課(内線722) ○市営住宅賃 都市整備課(内線595)



「下灘老人憩の家」の指定管理者を募集します

市では、下灘老人憩の家の管理運営について指定管理者を募集します。申請が複数出た場合は、審査を行い、最も適切な団体を選定します。

■指定管理による管理運営を予定している施設

下灘老人憩の家

- ・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ・定款、規約等の書類又はこれらに相当する書類
- ・申告書(市の所定の書式)
- ・国税、地方税の完納証明書又は納税義務がない旨の理由書
- ・管理を行う公の施設の事業計画書
- ・管理における収支計画書

■申込期間
7月2日(月)～27日(金)
長寿介護課(内線544)
伊予市米湊820番地

- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ※伊予市ホームページ(<http://www.city.yio.ehime.jp>)に詳細を掲載しています。

長寿介護課(内線544)

平成19年4月1日から 福祉用具貸与の対象者が拡大されました

長寿介護課(内線562)

要支援1・2及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与については、一部の品目で、例外を除き介護給付の対象外でした。しかし、軽度者の中にも福祉用具が必要な場合があるため、従来の例外給付の判断方法に新たな方法が追加されました。従来の判断方法では、要介護認定データ等で客観的に決定していましたが、さらに次に該当し、

主治医の所見に基づいたサービス計画が適切になされる場合は、貸与可能となります。福祉用具が必要となる場合

①時間帯により頻繁に福祉用具が必要となる場合

②状態が急速に悪化し、短時間で福祉用具が必要となる場合

③症状の重篤化回避のため、福祉用具が必要となる場合

※詳しくは、ケアマネジャーに相談してみましょう。

- ・前事業年度の収支計算書又はこれに相当する書類



情報公開制度・個人情報保護法の運用状況

市では、地方分権にふさわしい市民参画による公正で開かれた市政をより一層推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度を実施しています。

■情報公開制度の運用状況(平成18年度中)

実施機関	内 容	件数
市 長	公文書公開請求	6
	公開決定	6
	全部公開	1
	部分公開	5
	非公開決定	0
	不服申し立て	0

■個人情報保護制度の運用状況

平成18年度の個人情報開示請求はありませんでした。

■問い合わせ 総務課(内線508)

障害者の福祉相談に応じます

福祉課(内線553・556)

■身体障害者相談員

藤岡 健次さん(米湊)
☎ 982-2170

■知的障害者相談員

水田 恒二さん(本郡)
☎ 982-3675

障害者相談員は、日常から障害者やその家族の相談に応じて必要な助言や関係機関へ連絡を取りながら、自立更生を支援し、社会参加を促進するほか、障害者の地域活動の中心となつて障害者相談員は次の方です。

※相談は無料で秘密は固く守られます。

長戸 和子さん(米湊)
☎ 982-4547

一戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

過去に弔慰金を受給されたことがあり、平成17年4月1日以降申請されていない方、又は、新たに受給権者となられたご遺族の方は手続きを行ってください。

■請求期限 平成20年3月31日

一戦傷病者の妻の方へ 特別給付金が支給されます

平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、障害年金等を受けていた戦傷病者の妻の方、前回受給権を有していた戦傷病者の方が死亡された場合の、その妻の方等へ、10年償還若しくは5年償還の記名国債が支給されます。

■請求期限 平成21年9月30日

■問い合わせ 福祉課(内線526)又は各地域事務所総合窓口課。

【工コ改修検討会】の参加者を募集します

教育委員会学校教育課（内線716）



別途ワークショップ等を開催する場合があります。

■応募方法

自由様式に、参加の動機・住所・氏名(フリガナ)・年齢・職業・電話番号・FAX番号・メールアドレスを記入し、直接持参いただくが、郵送(ファックス・Eメールで7月10日(火)必着)までに、提出してください。

■その他

- ・応募書類は、返却しません。
- ・結果は、応募者全員に通知します。
- ・応募者多数の場合は、参加を断りする場合があります。
- ・本検討会への参加が、次年度開催予定の「設計業者選定審査会」の参加要件となります。
- ・本事業の詳細は、環境省ホームページ <http://www.ecoflow.jp/project/index.html> をご覧ください。

■提出先・問い合わせ

伊予市教育委員会学校教育課
(〒799-13193、伊予市米湊
821番地13、☎982-11111、✉
sugyouiku01@city.yoehime.jp)
※提出された個人情報は、本目的以外には利用しません。

市では、環境建築や翠小学校の工コ改修について学び、その内容を生かして本改修の基本構想案を作成する「翠小学校工コ改修検討会」の参加者を次のとおり募集します。

■応募条件

原則、すべての検討会に自費参加でくる方で、環境建築や学校工コ改修事業に関心のある設計・施工・造園・設備等の関係事業者や研究者・地域住民など。

■検討会の開催内容

翠小学校又は伊予市市民会館等を会場として、平成20年3月末日までの平日・昼間に6回程度開催を予定しています。なお、第1回検討会を7月20日(金)に開催する予定です。また、自由参加にて

国民年金保険料の免除制度があります

保険年金課（内線547）

国民年金保険料の月額は1,400円(平成19年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請により、保険料の納付が免除又は一部納付(一部免除)となる制度があります。

保険料の免除制度は、「全額免除」「半額納付制度」の2種類でし

たが、平成18年7月から、「4分の1納付制度」「4分の3納付制度」の2種類が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になりました。

これらの制度を利用する場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金の給付の3分の1は国庫負担で賄われているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害

基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となつた場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付してください。

■免除された保険料の追納について

免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なからぬよう、10年以内に納付することができます。ただし、この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

国民健康保険被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けます

保険年金課（内線545）

平成19年8月1日から、国民健康保険の被保険者に交付する被保険者証の裏面に、臓器を提供したい方の意思を尊重するため、臓器提供意思表示欄を設けます。国民は、臓器を提供する権利、しない権利を持つています。しかし、この意思を伝えることができなければ、この権利を実現することできません。

市では、皆さんの権利の支援策として臓器提供意思表示欄を作成しました。脳死後の臓器提供は15歳以上のみ有効です。家族でよ

く話し合って、自分の意思を記入してください。

※臓器提供を強要するものではありません。被保険者証の記入はあくまで任意ですので、未記入でもかまいません。被保険者証を7月中に郵送します。ただし、長期間国保納付相談の後、被保険者証を交付します。なお、住所変更などで郵便物が届かない方は、保険年金課窓口で交付します。

トップ・ザ 悪質商法

手相鑑定で不安に陥れ、印鑑を買わされる被害

「キャンペー中なので手相鑑定料を安くする」と言われて見つかったところ、「事務所に来ればもっと詳しく見てあげる」と言われた。

後日、事務所に行くと「子どもが大病する、印鑑を作れば災難を免れる」など4時間も勧説され、何度も断ったが、仕方なく安いほうの9万円の印鑑を買ってしまった。

=====
ひとこと助言

☆こういった開運商法と呼ばれる手口に一度応じると数珠やアクセサリーなど次々に売りつけられる恐れがあります。

☆今回は、クリーニング・オフ期間を過ぎていたが、販売方法などの問題点を指摘し、無条件解約となりました。

■相談窓口 愛媛県消費生活センター ☎925-3700

市は、平成19年度文部科学省から「キヤリア教育実践プロジェクト」推進地域の指定を受け、市内の事業所を中心キヤリア・スタート・ウイーク(5日間の職場体験学習)に挑みます。5日間の職場体験を実施することにより、生徒たちに働くことの厳しさや喜びなどを実感させ、社会的・職業的自立に向けて、一人一人の勤労観や職業観が育成

されることが期待されます。応援をよろしくお願いします。

中学生による職場体験学習実施のお知らせ

教育委員会学校教育課（内線721）

年金相談の時間延長と休日相談	
社会保険事務所では、年金相談時間延長と休日相談を実施しています。	
○毎週月曜日	19時まで
○毎月第2土曜日	8時30分～17時15分
問合わせ	松山西社会保険事務所 ☎925-15105

■国民健康保険被保険者証

表面	
国民健康保険被保険者証 有効期限 平成〇年〇月〇日	
記号番号	12345678
氏名	伊予 太郎
生年月日	昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日
交付年月日	平成〇年〇月〇日
世帯主氏名	伊予 花子
住所	伊予市米湊〇〇番地
保険者番号	380105
保険者名	愛媛県伊予市米湊820番地(TEL089-982-1111)

○裏面

注意事項	
1.	
2.	
臓器提供意思表示欄 (該当する1～3のいずれかを○で囲んでください)	
1私は、脳死判定に従い脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼球・その他()	
2私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・肺臓・眼球・その他()	
3私は、臓器を提供しません。	
署名	《署名年月日》 //

一定の障害のある方は
『老人保健制度』で医療を受けることができます

保険年金課（内線547）

65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請をすることにより老人保健制度で医療を受けることができます。

- 対象者
65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方
- 身体障害者手帳
- ・身体障害者等級表による級別の

- 窓口に持参する物
○身体障害者手帳（障害の程度が分かるもの）
- 精神障害者手帳
- ・障害等級の1・2級に該当する方
- 被保険者証
- 印鑑

中小企業振興資金金融制度

産業経済課（内線573）

市内で1年以上、中小企業を経営している個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。お気軽に利用ください。

- 融資を受けることができる方
○市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方
- 市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方

- 融資条件
○融資限度額 500万円

- 貸付利率
年2.40%（国民生活金融公庫普通貸付利率の0.3%引き、6月末日の変動利率）

- 融資期間 60ヶ月以内
- 返済方法 原則として分割払い（一括払いも可）
- 保証人 法人の場合は、その代表者の方。個人の場合は、原則として不要ですが、経営者本人の配偶者等を保証人として求めることがあります。

皆さん安心のため、消防は24時間活動しています。
～水の事故から身を守ろう～

伊予消防署 982-10657

今年も夏がやつてきました。この季節は、一年中で最も水の事故が多くなる季節であります。水は、私たちが生きていくうえで、なくてはならないものです。一つ間違えば生命にかかわる重大な事故につながりかねません。こうした水による事故は、一瞬の気の緩みや不注意から起きます。水のあるところには、事故の危険性があることを忘れずに周囲の人が気を配り、事故を未然に防ぐようにないましょう。

- △ふたのないマンホール
- △『危険』の表示がある場所
- ※子どもたちは、危険な場所ほど興味を引かれるものですが、危険かどうかの判断ができません。実際に家の周囲の危険な場所を見せて指導しておぐのも事故を防止する一つの方法です。
- △だれと行くのか聞く。
- △どこへ行くのか聞く。（海、川に子どもたちだけで行かせない。）
- △だれと行くのか聞く。

△水の入っている浴槽、洗濯機
△家庭で遊びビニールプール
△庭の池など

※好奇心と行動力のかたまりである乳幼児の事故は、周囲の大人が気を配つて予防する以外に方法はありません。日ごろから子どもの行動を先回りして、環境の整備を心掛けておきましょう。



～人命救助にかける熱き思い～
【全国消防救助技術大会】

この大会は、一般的には知られていませんが、(財)全国消防協会主催により、昭和47年から毎年開催され、今年で36回目になります。救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養つとともに、全国の消防救助隊員が一同

伊予市管内の火災と救急出場件数（5月末日現在）		
種別	5月分	累計（1月から）
火災 件数	本庁 0	7
	中山 0	
	双海 0	
救急出場 件数	本庁 97	707
	中山 21	
	双海 32	

火災・救急 → 119
火災
救急病院
案内 982-5959

伊予消防では、この全国大会に向けて、7月3日（火）に「伊予消防救助大会」を開催し、優秀な成績で開催される「第36回消防救助技術大会」に出場し、四国地区指導会に会し、競い・学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としています。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月 日	指定工事事業者	電 話
1(日)	岩井水道工業所	大平 983-3066
	藤岡工業株	上灘 986-0350
7(土)	豊田設備	下吾川 982-6867
	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
8(日)	未来設備	尾崎 983-5282
	功栄設備	中村 982-5888
14(土)	(有)升田金物店	出渕 967-0067
	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
15(日)	西岡建材株	下吾川 983-1598
	友澤設備	大平 982-1381
16(月)	武智水道工業株	上三谷 982-1268
	(有)田中興業	中山 967-0558
21(土)	(株)佐々木工業所	湊町 983-0450
	佐伯工業所	灘町 983-1244
22(日)	(有)港南設備	稻荷 982-4487
	(株)中山建設	中山 967-1035
28(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
29(日)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	(株)伊予設備	米湊 983-4613

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

= 市内の交通事故状況 =

（5月末日現在）

	5月	累計	前年比
発 生	13件	91件	-12件
死 者	0人	1人	-1人
傷 者	17人	114人	-22人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

（5月末日現在）

	5月	累計	前年比
侵 入 盗	4件	24件	-3件
自 動 車 盗	0件	3件	+2件
オートバイ盗	0件	2件	-4件
自 車 盗	4件	17件	-11件
車 上 ね ら い	1件	17件	-4件

安全は 一人ひとりの 意識から
安心は 人のつながり 地域から